

加算税制度（国税通則法）の改正のあらまし

平成 28 年度の税制改正により、国税通則法の一部が改正され、その中で加算税制度の見直しが行われました。

- 1 実地の調査に際し、税務署等から納税者に対して、調査に関する一定の事項の通知（以下「調査通知」といいます。）があった場合に、その調査通知以後の修正申告書又は期限後申告書の提出（以下「修正申告等」といいます。）に対して、加算税が課される措置が設けられました。
- 2 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に加算税の割合が加重される措置が設けられました。

なお、改正後の制度は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限又は法定納期限（法定申告期限又は法定納期限とみなされる期限を含みます。）（以下「法定申告期限等」といいます。）が到来する国税から適用されます。

1. 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し

修正申告書（期限後申告に係るものを除きます。）が、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 5%（期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分は 10%）の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされました。

また、期限後申告書（その修正申告書を含みます。）についても、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 10%（50 万円を超える部分は 15%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされました。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

修正申告等の時期	過少申告加算税		無申告加算税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
法定申告期限等の翌日から調査通知前まで	対象外	同左	5%	同左
調査通知以後から調査による更正等予知前まで	対象外	5% 〔10%〕	5%	10% 〔15%〕
調査による更正等予知以後	10% 〔15%〕	同左	15% 〔20%〕	同左

- (注) 1 〔 〕 書きは、加重される部分（過少申告加算税：期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分、無申告加算税：50 万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。
- 2 更正等を予知してされたものである場合には、調査通知の有無にかかわらず、加算税（調査による更正等予知以後の加算税割合）が賦課されます。

- 「調査通知」とは、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の 3 項目の通知をいいます。
- 調査通知前、かつ、更正等予知前の修正申告等については、今回の見直し後においても引き続き、過少申告加算税は課されません（無申告加算税が課される場合の加算税割合は 5% です。）。

2. 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入

期限後申告等(注)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（調査による更正又は決定の予知後に課されたものに限り、）又は重加算税を課された（徴収された）ことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する（徴収する）無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に 10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

(注) 期限後申告等とは、①期限後申告書又は修正申告書の提出（更正又は決定を予知してされたものに限り、）、②更正又は決定の処分、③納税の告知又は告知を受けることなくされた納付をいいます。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

加算税の区分	期限後申告等があった日前5年以内に同じ税目に対して無申告加算税又は重加算税を課された（徴収された）ことの有無	
	無	有
無申告加算税	15% 〔20%〕	25% 〔30%〕
重加算税（過少申告加算税に代えて課されるもの又は不納付加算税に代えて徴収されるもの）	35%	45%
重加算税（無申告加算税に代えて課されるもの）	40%	50%

(注) 〔 〕 書きは、加重される部分（50万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。

- この加重措置は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について、期限後申告等があった場合に適用されます。そのため、平成 28 年 12 月 31 日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課される加算税には、この加重措置の適用はありません。
- 期限後申告等のあった日が加重措置適用の判定における基準日となるため、基準日から遡って 5 年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがあるか否かの判定においては、平成 28 年 12 月 31 日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課された加算税を含めて判定されます。
- 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、今回の新たな加重措置の適用はありません。

○ 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

国税庁ホームページ

www.nta.go.jp

国税庁

検索

○ ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。



国税庁・国税局・税務署
平成 28 年 12 月